

介護老人福祉施設契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人清峰会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第 1 条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は自動更新され、以後も同様とします。

第 3 条 (施設介護サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設介護サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて施設介護サービス計画を変更します。
- ③ 施設介護サービス計画の作成及び変更の際にはその内容を利用者に説明します。

第 4 条 (介護保険給付対象サービスの内容及び利用料金)

- 1 事業者は、介護サービス計画に沿って、介護保険給付対象サービスとして利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介助、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を提供するものとします。
- 2 前項1の費用の額は【契約書別紙】のとおりです。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

第 5 条 (介護保険給付対象外のサービス内容、及び利用料金)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、つぎのサービスを提供します。
 - (1) 食事の提供
 - (2) 居住の提供
 - (3) 特別な居室の提供
 - (4) 特別な食事の提供
 - (5) 理美容サービス
 - (6) 別の定めに従って行う利用者の預かり金等管理
 - (7) 事業所が特別に定める教養娯楽設備等の提供及び、利用者の希望による行事活動費
 - (8) 事業者が提供する以外の特別な物品あるいは食品等
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。
- 3 前項 1 の費用の額は【契約書別紙】のとおりです。
- 4 事業者は第 1 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者等に対してわかりやすく説明します。

第 6 条 (要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第 7 条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 5 年間保管します。
- 2 利用者は、午前 9 時から午後 5 時の間に事務室にて、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物においては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求することができます。

第 8 条 (料 金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに (_____ の方法で) 支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第 9 条 (利用料金の変更)

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、【契約書別紙】に記載された額に変更します。
- 2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更します。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 事業者は、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合、その内容に応じた額に変更することができます。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、事前に利用者またはその家族等に対して必要な資料を提示、説明した上で、支払に同意する旨を文書（契約書別紙）を取り交わします。
- 6 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、事業者に対し文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第 10 条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - ③ 利用者が、事業者やサービス従事者または他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者が死亡した場合。

第 11 条 (退所時の援助)

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第 12 条 (秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、職員退職後も第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、

利用者の個人情報を用いません。

- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し、利用者の個人情報を提供しません。

第 13 条 (賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産・個人情報漏えい等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 前 1 項の損害賠償については、事業者が加入する損害保険の規約内容によるものとします。

第 14 条 (連絡義務)

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第 15 条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第 16 条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 清峰会 (指定番号 1370602656 東京都)

〈住 所〉 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389番地5

〈代表者名〉 理事長 内 山 重 丸 ⑩

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉 ⑩

(代理人)

〈住 所〉

〈氏 名〉 ⑩